

意見要旨

提言骨子（案）について賛成であるが、以下のとおり、補足的な意見を申し上げる。

1 1(2)③について

IOM（国際移住機関）が実施している自主的帰国・社会復帰支援プログラムその他の支援プログラムをより一層有効に活用することについて賛成するものであるが、同プログラムの実施に当たっては、より緊密にIOM等の機関との連携を図るべきである。

2 1(3)について

難民認定申請中であるため送還が停止されるなどの送還の法的障害が存しない場合であっても、護送官付き送還による送還の受入れに応じない国や、送還忌避者について臨時旅券の職権発給に応じない国があること、護送官付き送還に際し、被退去強制者が航空機内で粗暴な言動に及び、送還を中止せざるを得ない場合があることといった現状に適切に対処するため、正当な理由がないにもかかわらず頑なに送還を忌避している被退去強制者に対しては、渡航文書等の申請や本邦からの退去を命じ、その違反に対する罰則を設けるべきである。

3 2(1)①について

専門部会の席上でも申し上げたが、退去強制令書の発付を受けた者の収容期間に上限を設けることには反対である。

仮に一律に収容期間の上限を設けることとすると、例えば、重大な犯罪を犯した者など確実な送還を期すべき者についても、送還を頑なに忌避し続ける限り、一定期間の経過後、否応なしに収容を解かざるを得なくなる事態が多発することが想定され、ひいては送還忌避行為を助長することとなり、制度の機能不全を生ずることになりかねない。

4 2(1)②について

収容、退去強制及び在留特別許可の判断には行政庁の裁量があり、これに裁判所を関与させるのは困難であること、事後に裁判所の判断を仰ぐ余地があること、諸外国においても必ずしも司法審査が導入さ

れているわけではないことに鑑みれば、司法審査の導入は不要である。

5 2(2)①について

被収容者のプライバシーを確保する観点から、収容施設的环境を整備することは重要であるが、プライバシーの確保に傾注するあまり、被収容者による自傷行為等を防止する必要性や保安上の観点等が軽視されてはならない。

6 2(3)イについて

現行の保証金や身元保証人の制度は逃亡等の防止手段として必ずしも十分ではないが、退去強制処分を受ける者の実情に照らすと、高額  
の保証金の徴求により対応することが現実的ではない場合も多いと考  
えられることから、仮放免された者の逃亡等を抑止するための方策と  
して、逃亡等に対する罰則を設けるべきである。

以 上